

# 収支報告書の提出・Web 登録について

厚生労働科学研究における収支報告は平成 28 年度以降に補助金の交付を受けて実施された研究課題より、これまでの紙媒体の提出に加えて厚生労働科学研究成果データベースへの Web 登録が必須となりました。補助金を交付された厚生労働科学研究の研究代表者は、厚生労働科学研究費補助金等取扱細則 21 に定める収支報告書の提出について(平成 22 年 3 月 31 日科発 0331 第 4 号厚生科学課長決定)(平成 31 年 3 月 29 日一部改正)に基づき、収支報告書の提出をお願いいたします。

[厚生労働科学研究費補助金等取扱細則 21 に定める収支報告書の提出について](#)

[\(平成 22 年 3 月 31 日科発 0331 第 4 号厚生科学課長決定\)](#)

[\(平成 31 年 3 月 29 日一部改正\)](#)

## ○ 登録対象

平成 22 年度以降に補助金の交付を受けた厚生労働科学研究

\* 平成 22 年度収支報告書は平成 23 年度以降と様式が異なります。

様式が必要な場合はお問合せ先の厚労省 Grants System 担当までご連絡ください。

\* 平成 26 年度厚生労働科学研究委託費は登録対象外です。

## ○ 登録期限

厚生労働大臣または研究費配分機関の長から交付すべき補助金の額の確定通知を受けた日から 30 日以内に提出・Web 登録をしてください。

## ○ 提出・Web登録について

収支報告書については研究年度別に提出(本システムへの Web 登録および厚生労働省への紙媒体の提出)すべきものが異なりますので、各年度をご確認ください。

### ・平成 27 年度以前

平成 27 年度以前に補助金の交付を受けて実施された研究課題の研究代表者は所定の様式(紙媒体)にて厚生労働省に提出が必要です。Web 登録は協力依頼です。

### ・平成 28 年度

平成 28 年度に補助金の交付を受けて実施された研究課題の研究代表者は所定の様式(紙媒体)、Web 登録のいずれも必要です。

### ・平成 29 年度以降

平成 29 年度以降に補助金の交付を受けて実施された研究課題の研究代表者および補助金の交付を受けた研究分担者は、自ら管理を行った当該補助金について所定の様式(紙媒体)にて、厚生労働省担当部局又は研究費配分機関に提出が必要です。

また、研究代表者は研究班において補助金の交付を受けた研究者の交付総額についての収支報告書の Web 登録が必要です。なお、補助金の交付を受けた研究分担者による Web 登録は不要です。

提出様式	報告対象者	登録期限および備考
紙媒体	研究代表者 補助金の交付を受けた研究分担者	厚生労働省担当部局または研究費配分機関に提出 <u>確定通知を受けた日から30日以内に提出</u> 自らで管理を行った当該補助金( <u>交付申請書「申請金額」</u> ) についての収支報告書を提出
Web 登録	研究代表者	<u>確定通知を受けた日から30日以内に Web 登録</u> 研究班において補助金の交付を受けた研究者の交付総額 ( <u>交付申請書(別紙ハ)申請金額総括書「申請金額(総額)」</u> ) についての収支を報告

## ○ 入力について

収支報告書の入力様式より、収入、支出別に下記の項目を入力して下さい。入力された各項目は「厚生労働科学研究成果データベース」で公開されます。

### 1. 【収入】

- (1) 補助金交付額(必須)
- (2) 補助金確定額(必須)
- (3) 差引額(1)-(2)

### 2. 【支出】

研究費(内訳)

直接経費

- 物品費(必須)
- 人件費・謝金(必須)
- 旅費(必須)
- その他(必須)

間接経費(必須)

合計

※ 収入(2)補助金確定額と支出の合計が一致しない場合は、その理由を備考に入力して下さい。